

(仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和6年9月に策定した「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、令和10年度中の完成を目指す（仮称）白石市認定こども園・子育て支援拠点施設創設に関する基本設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、白石市（以下「市」という。）が受託者に委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査をプロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 20,190千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 支払条件 業務完了後一括払い

3 施設の概要

- (1) 用途 認定こども園（幼保連携型）、地域子育て支援センター、障害児通所施設、ファミリー・サポート・センター、こども家庭センター、幼児教育・保育センター
- (2) 建設予定地 宮城県白石市沢端町23番地2
- (3) 敷地面積 3,472 m²（規模：延べ床面積2,800 m²程度を想定）
- (4) 必要な室等 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 業務計画及び年次計画 別紙「仕様書」のとおり

4 審査方法

審査は、技術提案書による審査を行う。

5 参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（建築士事務所）（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。（本業務にかかる提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、優先交渉権者と決定された際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。）

- (2)市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5)管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- (6)管理技術者は、技術提案書等の提出があった日の前日から起算して3月以上前から当該参加者と直接的な雇用関係にあること。
- (7)管理技術者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体が発注した認定こども園、幼稚園、保育所(園)(延べ床1,000㎡以上)に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。
- (8)参加者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体等が発注した認定こども園、幼稚園、保育所(園)(延べ床1,000㎡以上)に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。
- (9)破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (13)会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条に基づく清算の開始がなされていない者。
- (14)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。

6 技術提案に配慮する事項

別紙「仕様書」(3) 1)の内容を踏まえた提案とすること。

7 スケジュール(予定)

①	技術提案募集開始	令和6年10月30日
②	技術提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年11月15日
③	技術提案書作成等に関する質問への回答期限	令和6年11月22日
④	技術提案書等の提出期限	令和6年12月20日
⑤	技術提案書審査	令和7年1月中旬予定
⑥	選考結果の通知及び公表	令和7年1月下旬予定

⑦ 見積合わせ・契約締結	令和7年2月中旬予定
--------------	------------

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

8 応募手続き

(1) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書（様式5）を提出すること。

①受付期限 令和6年11月15日 午後5時まで（必着）

②提出方法

質問書（様式5）を事務局へ持参またはFAXすること。FAX送付後は必ず電話により到着確認を行うこと。

③回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月22日までに市ホームページへ掲載し公表する。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。

※回答にあたっては、質問者名は公表しない。

※質問の回答内容は実施要領の追加または修正とみなす。

(2) 技術提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

①提出書類及び部数

ア 公募型プロポーザル参加申込書	（様式1）	1部
イ 設計事務所の体制	（様式2）	10部
ウ 設計事務所の業務実績	（様式3）	10部
エ 管理技術者の経歴書	（様式4）	10部
オ 技術提案書	（任意様式）	10部
カ 業務の実施方針	（任意様式）	10部
キ 概算見積書	（任意様式）	10部
ク 電子媒体		1部

※概算見積書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。なお、概算見積書は委託料上限額の領域内で提案すること。

※提出部数は、正本1部、副本9部とし、副本については会社名等を記入せず、提案書を提出したもの（以下「提案者」という。）が特定されないように提出すること。

②提出期限 令和6年12月20日 午後5時まで（必着）

③提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送する場合は簡易書留又は書留に限る。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

④提出先

〒989-0292

宮城県白石市大手町1番1号

白石市教育委員会 教育部こども未来課

⑤その他

ア 提出された書類等は返却しないこととする。

イ 技術提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。

ウ 現地説明会はしない。なお、敷地外から現地を見学することは可能であるが、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)基本事項

本プロポーザルは、基本方針に示す市が目指す認定こども園・子育て支援拠点施設を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、詳細な設計を求めるものではない。

(2)技術提案を求める事項

- ①基本方針を踏まえ、仕様書に記載している内容に留意して技術提案をすること。
- ②基本的な考え方を簡潔な文章と、文章を補完するための最小限のイラストやイメージ、図により記載すること。
- ③具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等は使用しないこと。
- ④用紙はA3 2枚以内、片面使用とする。（カラー印刷可）
- ⑤建設費とランニングコストの低減に関する提案について記載すること。
- ⑥文字は10.5ポイント以上とすること。なお、図や表中の文字については、この限りではないが、読みやすさに配慮すること。
- ⑦副本は提案者を特定することができる内容（具体的な会社名等）は記載しないこと。

10 審査方法

技術提案書等の審査は、(仮称)白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が実施する。

(1)技術提案書審査

- ①提案者から提出された技術提案書等を基に、プレゼンテーション（15分程度）及び質疑応答（10分程度）を実施する。
- ②①を踏まえ、「(3)評価項目及び配点」に基づいて評価し、最も優れている提案者を優先交渉権者として選定する。
- ③評価点の合計が100点満点のうち、60点に満たない場合は契約候補者として選定しない。
- ④審査の順番は技術提案書等の受付順とする。
- ⑤スクリーンは市で準備するが、パソコン、プロジェクターは提案者で準備する。
- ⑥審査の結果については、すべての提案者へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ

掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査結果の公開・非公開

選考委員会による評価は、非公開とする。

(3) 評価項目及び配点

次の評価項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

評価項目	評価事項		配点	
実績及び能力	企業の業務履行実績 予定管理技術者の資格及び業務実績 等を評価		10 点	
実施方針	業務の目的、条件、内容の理解度等の業務の理解度 業務が円滑に実施可能な体制となっているかを評価		20 点	
技術提案書等	施設の配慮事項	①基本方針への配慮	基本方針を踏まえて、認定こども園と子育て支援拠点施設に配慮した計画となっているかを評価。	30 点
		②地域への配慮	近隣への騒音、臭気、日照等に配慮しているかを評価。 施設利用者や近隣住民、近隣施設利用者の安全に配慮されているかを評価。	15 点
		③ライフサイクルコストの軽減	将来における修繕、更新等への対応等、経済性に配慮されているかを評価。	15 点
提案価格	概算見積書の価格は技術提案内容を勘案して妥当であるか。		10 点	

11 失格及び優先交渉権の取消し

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において、失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているときは、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 見積金額が異常に低額であるなど不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行った場合
- (4) 技術提案書等の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (6) 他の提案者の応募を妨害した場合
- (7) 本要領に違反した場合

12 契約締結等

- (1) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2）とし、

手続き及び契約書は、白石市財務規則（昭和59年規則第11号）の定めるところによるものとする。

(2) 契約書は取り交わすものとし、市が作成する。

(3) 本プロポーザルは、受託事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、技術提案内容を素案としながらも、市と受託事業者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

13 留意事項

(1) 技術提案書等について

- ① 技術提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- ② 技術提案書等が郵送の場合は、不達及び遅配を原因とする提案者の不利益が生じても、市はその責めを負わないものとする。提案者は配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。
- ③ 提出された技術提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- ④ 提出期限を過ぎた後は、技術提案書等の追加、変更等はいできないものとする。
- ⑤ 理由を問わず、技術提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ⑥ 提出された技術提案書等は、返却しないものとする。
- ⑦ 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。
- ⑧ 提出された技術提案書等は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製等を行うことがある。なお、白石市情報公開条例（平成16年条例第27号）の規定による情報公開請求があった場合は、同条例の規定によりその全部又は一部を公開することがある。

(2) 市からの疑義照会及び追加資料

提案者に対して、市からその内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

14 事務局（事務局・問い合わせ先）

白石市教育委員会教育部こども未来課

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電 話：0224-22-1363

FAX：0224-22-1316

Eメールアドレス：kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp

ホームページ（こども未来課）：<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/45/>